



寒川町障がい者福祉計画(案) 概要版

寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント (町民意見の公募)

(意見募集期間)

令和2年12月14日(月) ~ 令和3年1月12日(火)まで

『寒川町障がい者福祉計画(案)』に対する

みなさんのご意見をお待ちしています。



町では、「障がいのある人もない人も、地域の中で安心して暮らせる社会を目指して」という基本理念のもと、次の3つの法定計画を一体的に作成し、一貫した障がい福祉施策を推進してまいりました。

令和2年度をもって、現行の計画が終了となることから、基本理念の実現に向け、引き続き3つの計画をあわせもつ「寒川町障がい者福祉計画」を一体的に策定します。

新たな計画の期間は、令和3年度から令和5年度の3年間となります。

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (昭和45年5月21日施行)	障害者総合支援法 (平成25年4月1日施行)	児童福祉法 (昭和22年12月12日施行)
位置づけ	障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画	障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業について、種類ごとに各年度の必要な見込量とそれを確保するための方策を定める計画	障がい児通所支援及び障害児相談支援について、種類ごとに各年度の必要な見込量とそれを確保するための方策を定める計画

計画のポイント

今後、障がい者数の増加が予想される中で、障がいのある人が住み慣れた地域で安心した生活を送るために、どこでだれとどのように暮らすかなど自ら選ぶための意思決定支援や、一人ひとりのニーズや障がいの状態に応じた福祉サービスの提供や相談支援体制の充実、そして子どもから大人までの一貫した支援体制の強化などを本計画に盛り込み、各施策の実行に向けて取り組みを進めます。

障がい者とは

この計画における「障がい者」の範囲については、障害者総合支援法第4条第1項及び第2項で定められているところの障がい者としてします。

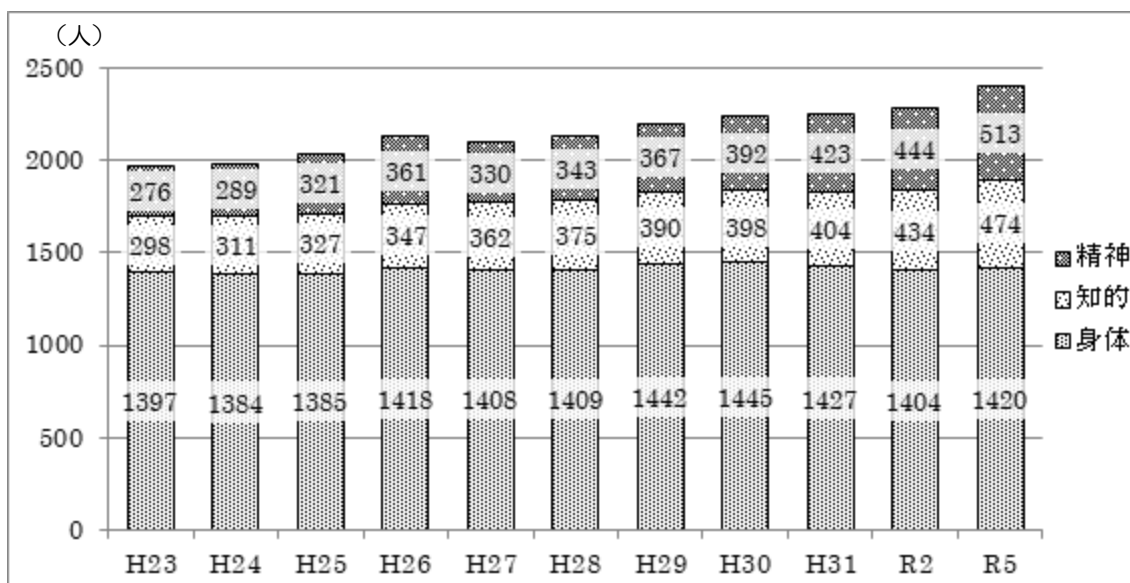
具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がいに加え、難病*患者、発達障がい(自閉スペクトラム症など)*、高次脳機能障がい*などの疾病や障がいのある人となります。

障がい者数の将来推計

平成30年度から令和2年度の間、身体障がい者数については微減、知的障がい者と精神障がい者数については増加の傾向にあります。特に精神障がい者数の高い伸びを鑑みると、今後も引き続き増加の傾向は変わらないと予測しています。

本計画の最終年となる令和5年の障がい者数を見込むにあたっては、令和5年の寒川町の人口を48,073人と推計し、令和3年度から令和5年度までの各障がい者手帳をお持ちの方の増加率が、平成30年度から令和2年度までの増加率と同等であると仮定し、推計を行いました。

その結果、令和5年4月1日の身体障がい者数は1,420人、知的障がい者は474人、精神障がい者は513人と見込みます。



基本方針・目標

障がいのある人が、社会の一員として人権を尊重され、自らの選択と決定のもとに、人生の様々な場面で適切な支援を受けながら社会活動に参加、参画し、誰もが住みやすい環境や地域社会を構築するため、行政をはじめ企業、団体、地域住民等がその価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して、主体的に取り組むことを基本方針として、次の5項目の施策を基本目標とします。

- 基本目標1 お互いを尊重し理解しあえるまちづくり
- 基本目標2 地域におけるサービスの充実
- 基本目標3 安心して暮らせるまちづくり
- 基本目標4 助け合い・支えあいのあるまちづくり
- 基本目標5 障がいのある人の自立支援の促進



第5次障がい者計画(第4章)の新規事項



(1) 地域生活支援拠点等の機能の充実 (P〇〇)

- ・障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点が連携して、介護者の急病など緊急時の受入体制の確保に努めます。
- ・基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の相談支援事業者等に対する訪問等による指導及び助言を行うとともに、地域生活を支えるための体制整備にかかるコーディネートを行います。
- ・将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供するため、また、障がい福祉サービスの質を向上させるため、基幹相談支援センターを中心に、障がい福祉サービス等の提供を担う人材の育成と研修の実施に努めます。

(2) 災害への備えの強化 (P〇〇)

- ・いざというときにあわてることがないように、避難に備えた行動をあらかじめ決めてマイ・タイムラインの作成について啓発を進めます。

(3) 障がい児等及び家族等への支援の充実 (P〇〇)

- ・障がいのある子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させるための家族支援として、ペアレントトレーニング等の実施に努めます。また、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等の確保については、関係機関とともに取り組みます。

第6期障がい計画及び第2期障がい児福祉計画(第5章)の新規事項



(1) 相談支援体制の充実強化 (P〇〇)

町では、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、令和2年10月に基幹相談支援センターを開設しました。

今後は、基幹相談支援センターを中心に、障がいの種別や異なるニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。また、相談支援体制強化の取り組みとして、地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導及び助言、地域の相談支援事業所等の人材育成、地域の相談支援機関等との連携を進めていきます。

(2) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 (P〇〇)

障がい福祉サービスが多様化するなか、障がいのある人が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要となります。

そのため、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加等を通じて、制度に対する理解を深めていきます。

なお、体制の構築については、近隣市の状況をみながら、町障害者事業所連絡会の活用なども視野に入れ検討していきます。

全体資料の閲覧方法

「寒川町障がい者福祉計画」の資料全編は、寒川町のホームページからご覧いただけます。HP内で『寒川町 障がい者福祉計画』と検索。

◆ <http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>

▶QRコードはこちら



※次の場所で冊子資料を閲覧できます。

- ・福祉課 ・町役場本庁舎情報公開コーナー ・シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館) ・寒川総合図書館 ・寒川町町民センターおよびセンター分室
- ・北部・南部文化福祉会館 ・健康管理センター ・福祉活動センター
- ・ふれあいセンター ・町ホームページ

ご意見の提出方法について

次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

- ①郵 送：下記宛先へ郵送ください。
- ②FAX：0467-74-5613
- ③メール：fukushi@town.samukawa.kanagawa.jp

▶メールQRコードはこちら



- ④担当課へ持参

受付時間：土日祝日および年末年始を除き、午前8時30分～17時15分まで。

(宛先)：寒川町福祉部 福祉課障がい福祉担当

(記入事項)

別添の回答用紙の内容に沿ってご記入ください。メールによる回答など回答用紙を用いない場合は、ご住所等も含めて回答用紙と同内容を任意の様式でご記入ください。

(募集期間)

令和2年12月14日(月)
～令和3年1月12日(火)

いただいたご意見について

お寄せいただいたご意見は、「寒川町障がい者福祉計画」の参考にさせていただくとともに、町の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。個別の回答は致しかねますのでご了承ください。

また、ご意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント手続きに限って使

ホームページやメールのQRコードは、都度作成してください。

※メールQRコードは以下のwebサイトで作成できます。

https://cman.jp/QRcode/qr_mail/

に従

お問合せ先

寒川町福祉部 福祉課
障がい福祉担当
住 所 〒253-0196
寒川町宮山 165 番地
電 話 0467-74-1111
FAX 0467-74-5613

「高座」のこころ。

高座郡さむかわ